

## ごうど中央スポーツ公園野球場広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要項は、ごうど中央スポーツ公園野球場(以下「当該施設」という。)の外野グラウンドフェンス(以下「広告掲載面」という。)に掲載する広告内容を適正に管理するため、神戸町広告掲載取扱要綱(以下「要綱」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告枠の規格及び区画)

第2条 広告枠は、別紙1に示された広告掲載面を区画割した1区画とし、広告掲載面の左側から昇順で広告番号を付番する。その広告掲載面の材質、広告枠のサイズ及び広告枠の数は、次の表のとおりとする。

広告掲載位置	広告掲載面の材質	広告枠のサイズ	広告枠の数
外野グラウンド フェンス	EPT黒ゴムシート 塗装：ターナーバーペイントRF-200 色：日塗工(青)75-30P・(白)N-95	縦1.0m×横10.0m	10

(広告掲載の申込)

第3条 広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)は、ごうど中央スポーツ公園野球場広告掲載申込書(様式第1号)を提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第4条 町長は、前条に規定する申込書の提出を受けたときは、神戸町広告掲載取扱要綱の規定に基づき審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 広告掲載の可否について疑義が生じた場合は、神戸町広告掲載取扱要綱第11条の規定に基づき、広告審査委員会を開催するものとする。

3 町長は、広告掲載の可否について決定を行ったときは、その結果及び条件等についてごうど中央スポーツ公園野球場広告掲載決定通知書(様式第2号)又はごうど中央スポーツ公園野球場広告非掲載決定通知書(様式第3号)により、その旨を広告主に通知するものとする。

4 広告を掲載する順位は、広告掲載の決定を受けた順位とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告枠に広告を掲載できる期間(以下「広告掲載期間」という。)は、広告掲載期間の開始日(以下「広告開始日」という。)から1年(4月1日から3月31日まで)とする。

2 広告掲載期間の終了日(以下「広告終了日」という。)を広告開始日から最大3年まで延長することができる。ただし、更新は妨げない。

3 広告掲載期間を延長または終了しようとする広告主は、広告終了日の90日前までに広告掲載内容変更申込書(様式第4号)を提出しなければならない。なお、広告終了日の延長できる日数は、広告終了日から1年以内とする。

4 町は、前項により申し込まれた広告掲載期間の延長について、変更の可否を決定しなければならない。

(広告の掲載する内容)

第6条 広告主が掲載する広告の内容は、要綱第3条の規定によるもののほか、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 当該施設の機能や利用を阻害しない形状であり、施設の美観を損なわないこと。

(2) デザイン構成が、ストーリー性のある4コマや映像表示でないこと。

(3) 絵柄や文字が過密でないこと。

2 広告主が広告掲載期間中に広告内容を変更しようとするときは、広告掲載内容変更申込書(様式第4号)に必要書類を添付し、町に提出しなければならない。

3 町は、前項により申し込まれた広告内容の変更について、第1項の規定に従い審査し、変更の可否を決定しなければならない。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、外野グラウンドフェンス1区画あたり年額100,000円とする。

2 広告主は、町が指定する日までに、町が発行する納付書により広告掲載料を一括して納入しなければならない。

(広告の掲載方法)

第8条 広告主は、広告掲載期間内に承諾された広告内容に従い広告を作成し、広告番号の位置に広告を設置するものとする。なお、設置に係る作業工程は、町と広告主で協議するものとする。

2 広告を作成するにあたり、次の各号に掲げる規格に適合するものでなければならない。

(1) ターナーラバーペイント RF-200 日塗工番号(青)75-30P・(白)N-95のみの単色塗装とし、次の1~4のすべてを満たす塗料を使用することとする。

1. 外野グラウンドフェンスについては、2液性ウレタン塗料であること。

2. 塗料は最低1年以上剥がれ落ちない材質のもので、変色及び熱・水に耐えうるものであること。

3. 下地隠蔽性を備えていること。

4. 蛍光、発光又は反射を伴う塗料でないこと。

(広告の撤去)

第9条 広告主は、広告終了日の90日前から広告終了日までの間に広告を撤去し、広告枠を原状に復ししなければならない。なお、撤去に係る作業工程は、町と広告主で協議するものとする。

2 町は、広告主が設置した広告が、要綱第3条第1項第1号に適合しないと判断した場合は、直ちに広告を撤去させなければならない。

(費用の負担)

第10条 次に掲げる費用は、広告主が負担する。

(1) 広告枠に掲載する広告の製作に要する費用

(2) 広告の掲載、撤去及び維持補修(町の責めに帰すべき事由によるものを除く。)に要する費用  
(原状回復)

第11条 広告の原状回復については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 町が故意に広告に損傷又は破損させた場合を除いては、広告主の責任又は負担において原状回復する。

(2) 前号に定める場合のほか、町又は広告主のいずれかが原状回復を必要と認めたときは双方で協議し決定する。

(損害賠償)

第12条 町は、次の各号に該当する期間において広告を行わないことにつき、損害賠償の責を負わない。

(1) 広告の掲載、撤去及び変更に要する期間

(2) 広告の原状回復、維持管理に関する期間

(広告掲載料の返還)

第13条 広告の掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載が

できなくなった場合は、その全額又は一部を返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、日割をもって計算し利子を付さない。この場合において、その金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 町は、広告が掲載できなかったことにより生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。
- 4 本条の規定による広告掲載料の返還を受けようとする者は、ごうど中央スポーツ公園野球場広告掲載料返還請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

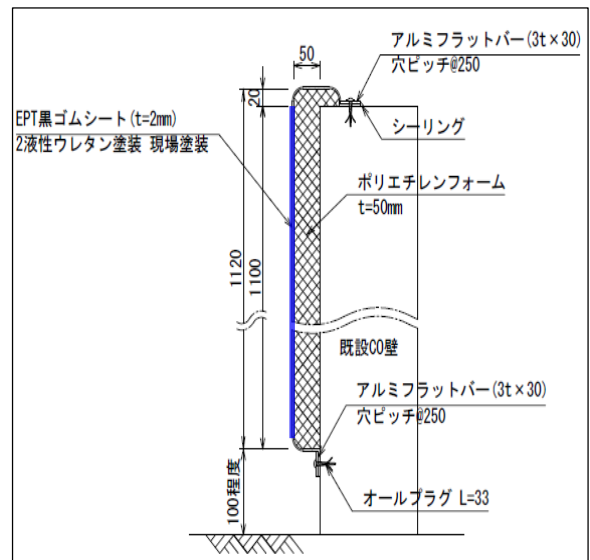
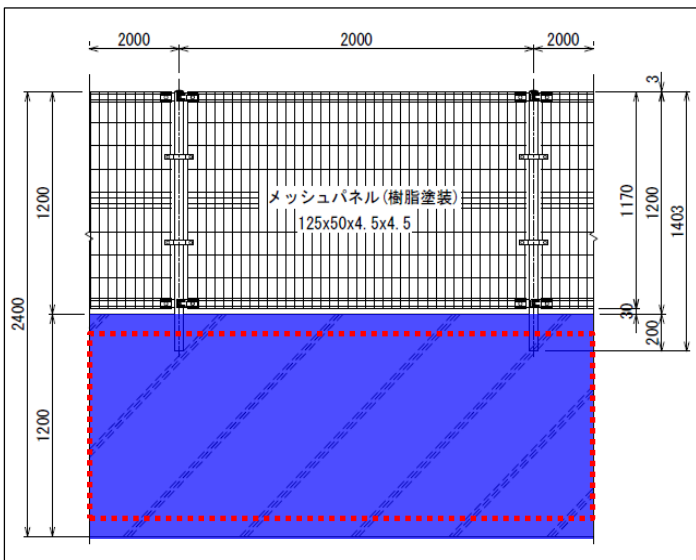
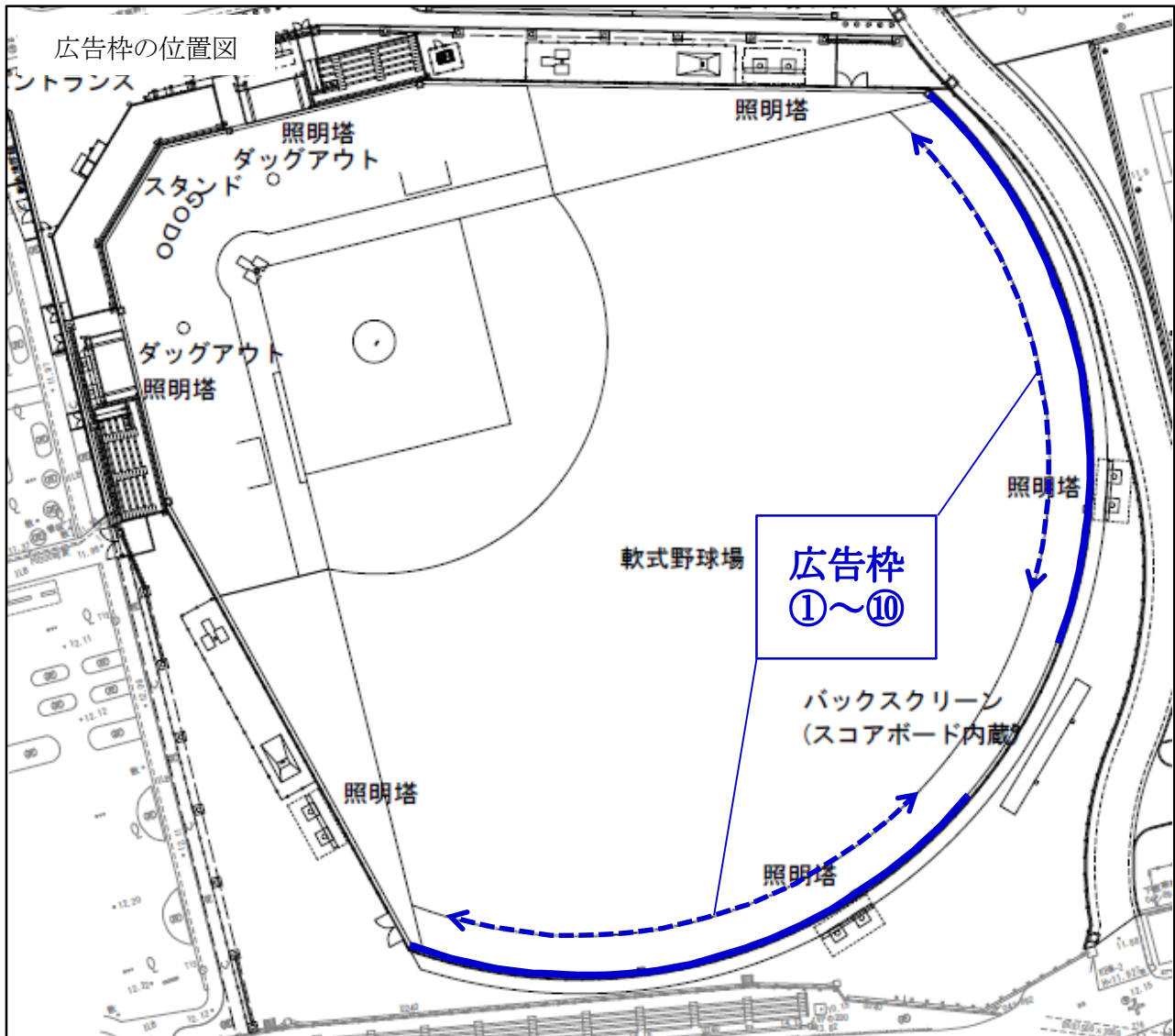
第14条 この要項に定めるもののほか広告掲載の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

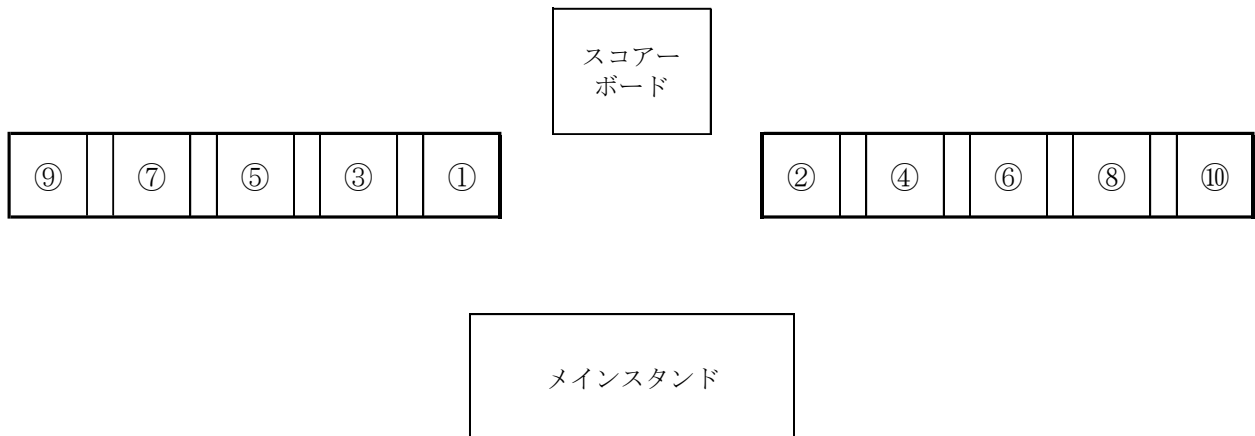
別紙 1

● 公告枠の位置

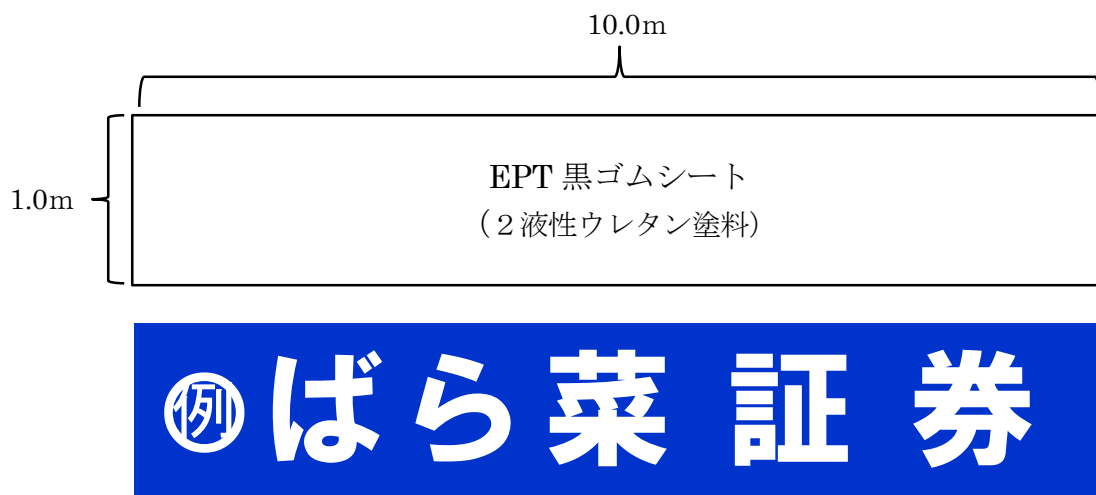


● 広告枠の区画及びサイズ等

- ・ 広告枠の区画及び番号



- ・ 広告枠のサイズ及び規格



- ・ 広告枠の仕様

指定色を使用して外野グラウンドフェンスに直接描くものとし、カッティングシート等の貼付は不可とする。

(指定色)

ターナーラバーペイントRF-200 日塗工

フェンス 青色 日塗工 75-30P

文字 白色 日塗工 N-95

ごうど中央スポーツ公園野球場広告掲載申込書

令和 年 月 日

神戸町長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者職・氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_

ごうど中央スポーツ公園野球場広告掲載要項第3条の規定に基づき次のとおり、ごうど中央スポーツ公園野球場への広告の掲載を申し込みます。

掲載希望期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
広告の内容	別紙のとおり（印刷物及びデータ）	
広告主の業種 及び業務内容		
広告代理店		
申込者連絡先	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
承諾事項	(1) 神戸町広告掲載取扱要綱、神戸町広告掲載基準及びごうど中央スポーツ公園野球場広告掲載要項を遵守することを誓約します。 (2) 広告掲載申請に関する審査において、神戸町が申請者の町税滞納の有無に係る調査を行うことに同意します。※1 住 所 _____ 名 称 _____ 氏 名 _____ 印	
備 考		

- ※1 町税滞納の有無に係る調査については、広告主が町内に事業所等を有する者に限ります。氏名及び印鑑については、委任代理人（印鑑を含む。）は認められませんのでご注意ください。
- ※2 他の自治体の体育施設に広告を掲載している場合は、備考欄に自治体名と施設名を記入してください。
- ※3 添付書類として、広告の原稿を添付してください。

神 生 第 号  
令和 年 月 日

様

神戸町長 印

ごうど中央スポーツ公園野球場広告掲載決定通知書

令和 年 月 日付で申し込みのありましたごうど中央スポーツ公園野球場の広告掲載につきまして、下記のとおり掲載することを決定いたしましたのでお知らせします。

記

1. 広告掲載場所

2. 広告掲載期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3. 広告掲載料金 円

4. 広告掲載料の納入方法 令和 年 月 日までに、同封の納入通知書により指定の金融機関にて納入願います。

5. 広告原稿提出期限 広告原稿を令和 年 月 日までに提出してください。

6. その他（掲載条件等）

- （1） 広告の取扱いについては、神戸町広告掲載取扱要綱及び神戸町広告掲載基準、ごうど中央スポーツ公園野球場広告掲載要項を遵守願います。
- （2） 広告掲出物の設置及び撤去にあたっては、神戸町教育委員会教育部生涯学習課と事前打ち合わせのうえ、その指示に従い作業を行なって下さい。

神 生 第 号  
令和 年 月 日

様

神戸町長 印

ごうど中央スポーツ公園野球場広告非掲載決定通知書

令和 年 月 日付で申し込みのありましたごうど中央スポーツ公園野球場の広告掲載につきまして、下記の理由により掲載できないことを決定いたしましたのでお知らせします。

記

1. 非掲載の理由

教示

- この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神戸町長に対して異議申立てをすることができます。
- この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、神戸町を被告として（神戸町長が、被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。



様式第4号（第5条及び6条関係）

ごうど中央スポーツ公園野球場広告掲載内容変更届

令和 年 月 日

神戸町長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者職・氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_

ごうど中央スポーツ公園野球場広告掲載要項第5条及び第6条の規定に基づき広告の内容等を変更したいので、次のとおり広告の掲載内容変更を届け出ます。

記

1. 変更する内容

- 広告掲載の取り下げ  
 広告の差し替え  
 ごうど中央スポーツ公園野球場広告掲載申込書の記載内容の変更  
 掲載期間の延長（掲載期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日）  
（延長期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日）

2. 変更理由

3. 添付資料

- 広告原稿  
 その他

※ 当該項目の□をチェックし、必要事項をご記入願います。

様式第5号（第13条関係）

ごうど中央スポーツ公園野球場広告掲載料返還請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、令和 年 月 日付で決定を受けた、ごうど中央スポーツ公園野球場広告掲載料の返還金として、上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

神戸町長様

住 所  
名 称  
代表者職・氏名

印

振込先金融機関名	
口座種別	
口座番号	
こうざめいぎにん 口座名義人	